

順序	手続項目	提出先 受領相手	備 考	様 式	条 例 (施行規則)
1	事前協議書の提出	猪名川町へ	<ul style="list-style-type: none"> 事前協議書 書類作成要領に基づき作成すること。 事前協議書及び添付書類の提出部数 正本1部コピー8部(副本+各課分) 	事前協議書 (様式第9号)	第18条 (第18~21条)
2	計画標識設置	—	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業区域内の道路に面する部分に地上から1mとなるよう設置(事前協議書提出日以降に設置)すること。 2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分に設置すること。 ※計画標識は2面あります	開発計画に関する標識 (様式第12号)	第19条 (第22条)
3	計画標識設置届の提出	猪名川町へ	<ul style="list-style-type: none"> 事前協議書を提出したときは、速やかに計画標識を設置すること。 (事前協議書と同時に提出することも可) 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> ○標識を設置した場所の位置図 ○標識の設置状況の写真(記載内容と敷地内の設置場所が確認できるもの) <ul style="list-style-type: none"> 提出部数 各1部 	計画標識設置届 (様式第13号)	
4	周辺説明の実施	周辺住民 (地域住民)へ	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の長と説明方法や日時を協議し決定すること。 <input type="checkbox"/>自治会の長と協議した結果、自治会の長が説明会の開催が必要ないと認めた場合は、あらかじめ町長に報告すること。 <input type="checkbox"/>説明会を行う場合は、開催日の14日前までに計画標識に開催日時・場所を記載すること。また、周辺住民及び自治会に書面で周知すること。 <input type="checkbox"/>説明会以外の方法で周辺説明を行う場合は、その旨を計画標識に記載すること。また、周辺住民及び自治会に書面で周知するよう努めること。 <input type="checkbox"/>施行規則第23条第1項に規定する開発計画等の説明事項及び第2項に規定する下記の事項を十分に理解されるよう説明しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ■計画説明実施報告書の縦覧に関する事項 ■意見書の提出に関する事項 ■意見書に対する見解書の送付に関する事項 ■開発台帳の公開に関する事項 ■その他、町長が必要と認める事項 	—	第20条 (第23~27条)
5	計画説明実施報告書の提出	猪名川町へ	<ul style="list-style-type: none"> 周辺説明を行ったときは、速やかに計画説明実施報告書を提出すること。 <input type="checkbox"/>計画説明実施報告書の第2面に記載する項目・内容は、施行規則第23条第1項に規定する開発計画等の説明事項及び第2項に規定する下記の事項について、説明会等で説明されていることが記載されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ■計画説明実施報告書の縦覧に関する事項 ■意見書の提出に関する事項 ■意見書に対する見解書の送付に関する事項 ■開発台帳の公開に関する事項 ■その他、町長が必要と認める事項 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> ○周辺住民範囲図 ○説明に使用した図書 ○計画標識へ説明会の開催日及び場所の記載されたことが確認できる写真 ○その他、町長が認める図書 <ul style="list-style-type: none"> 提出部数 各1部 提出後、速やかに計画標識に周辺説明実施報告書を提出した旨を記載すること。 計画説明実施報告書の提出のあった次の日から起算して大規模開発事業は14日間、中規模開発事業は7日間都市計政策課窓口にて縦覧する。 	計画説明実施報告書 (様式第14号)	第21条第1・3項 (第28条第1・2項・29・30条)
6	報告した旨を標識に記入	—	<ul style="list-style-type: none"> 計画説明実施報告書を都市計政策課に提出した旨を計画標識に記載すること。 	—	第21条第2項 (第28条第3・4項)
7	標識記載報告書の提出	猪名川町へ	<ul style="list-style-type: none"> 計画説明実施報告書を都市計政策課に提出した旨を計画標識に記載した後、速やかに標識記載報告書を都市計政策課に提出すること。 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> ○計画標識へ記載されたことが確認できる写真 <ul style="list-style-type: none"> 提出部数 1部 	標識記載報告書 (様式第15号)	
8	意見書の受領	猪名川町 (意見書提出者)より	<ul style="list-style-type: none"> 計画説明実施報告書の縦覧期間、意見書の提出を待つ。 	—	第22条 (第31・32条)
9	見解書の提出	意見書提出者へ	<ul style="list-style-type: none"> 意見書受領後、速やかに意見書の提出者へ提出すること。 	見解書 (様式第18号)	第23条 (第33条)
10	見解書の写し提出	猪名川町へ	<ul style="list-style-type: none"> 意見書提出者へ見解書を提出した後、速やかに都市計政策課へ見解書の写し(1部)を提出すること。 意見を出した者が見解書の提出を受けた日から14日間はあっせんの申出が可能。 	—	
11	事前協議指導事項通知書の受領	猪名川町から		—	第18条第3項・ (第19条第1項)
12	事前協議指導事項回答書の提出	猪名川町へ	<ul style="list-style-type: none"> 事前協議指導事項通知書の内容を十分に理解した上で回答すること。 指導事項に対し、具体的な回答を行うこと。 開発協定締結申出書と併せて提出すること。 	事前協議指導事項回答書 (様式第19号)	第24条 (第34条)

事前協議に関する手続要領（大規模・中規模）2

13	開発協定締結申出書の提出	猪名川町へ	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議指導事項回答書を都市政策課に提出する時に併せて提出すること。 【添付書類】 ○位置図 ○土地利用計画図 ○事前協議指導事項通知書（写し）及び回答書（写し） ○周辺住民範囲図 ○計画説明実施報告書（写し） ○意見書（写し）及び見解書（写し） ○その他町長が必要と認めるもの ・提出部数 正本1部コピー8部 ・公共施設等の帰属等、移管がある場合は都市計画法第32条同意（協議）申請書を提出すること。 	開発協定締結申出書 (様式第24号)	第27条 (第39条)
14	開発協定の締結	猪名川町と	<ul style="list-style-type: none"> ・開発協定を締結してから法的手続を行うこと。 	開発協定書 (様式第25条)	

※事前協議書の提出後速やかに、都市政策課窓口で開発事業の台帳の閲覧を開始します。（大規模開発事業は開発構想段階から台帳を公開します）

※事前協議の標準処理期間は「猪名川町開発事業の手続等に関する条例」第18条第6項の規定により下表のとおりです。

開発事業の規模	帰属等を受ける公共施設があるもの	帰属等を受ける公共施設がないもの
大規模開発事業	45日	40日
中規模開発事業	35日	30日